

松山市マイナンバー利用事務系システムの標準化方針

～ニューノーマルまつやまを目指して～

2022（令和4）年3月
（2026（令和8）年3月改訂）

松山市

変更履歴

No	日付	版数	追加・変更内容	項番号	ページ
1	2022/03/24	01-00	初版作成	—	—
2	2022/04/01	01-01	組織改編による課名変更	5	4
3	2022/12/27	01-02	スケジュール変更	6	4
4	2024/03/26	01-05	委員会名変更	4-1、5	2、4
5	2025/03/24	01-06	スケジュール変更等	6	4
6	2026/03/25	01-07	本方針の名称変更等	6	4

目次

1. 本編策定の背景	1
2. 本編策定の目的	1
3. 対象期間	2
4. 基本方針	2
4-1. 調達方針について	2
4-2. 基幹業務システムについて	3
4-3. 関連システムについて	3
4-4. その他考慮すべき事項について	3
5. 推進体制	4
6. スケジュール	4

1. 本編策定の背景

令和2年12月、国において、「デジタル・ガバメント実行計画※1」（以下「ガバメント実行計画」という。）が閣議決定された。その後、令和3年5月「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」などデジタル改革関連法案が可決成立し、デジタル・ガバメント推進のための取組を計画的かつ実効的に進めるための方向性が示され、地方公共団体情報システムの標準化が義務付けられた。

ガバメント実行計画では、住民記録、地方税、福祉など、地方自治体の主要な業務を処理するシステム（以下「基幹業務システム」という。）の標準仕様を関係府省が作成し、令和7年度末を目標に地方自治体が標準仕様に準拠したシステム（以下「標準仕様準拠システム」という。）に移行すること、その際には国が整備した「ガバメントクラウド」を利用すること、国が財政面を含め主導的な支援を行うことが示されている。

なお、令和4年1月4日付「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年政令第1号）」において、20業務が標準化対象事務に定められた。

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年政令第1号）」における標準化対象事務20業務

①児童手当、②子ども・子育て支援、③住民基本台帳、④戸籍の附票、⑤印鑑登録、⑥選挙人名簿管理、⑦個人住民税、⑧法人市民税、⑨固定資産税、⑩軽自動車税、⑪戸籍、⑫就学、⑬健康管理、⑭児童扶養手当、⑮生活保護、⑯障害者福祉、⑰介護保険、⑱国民健康保険、⑲後期高齢者医療、⑳国民年金

2. 本編策定の目的

本市では、平成22年度「情報システム調達ガイドライン」の運用を開始し、当ガイドラインに則った業務系システムの最適化を目的に、「松山市業務系システム最適化計画」を策定した。平成22年度から平成25年度に掛けて再構築した業務系システム（住記、福祉総合、税総合等）は稼働から約10年となり、調達ガイドラインに基づく再構築の検討時期を迎えている。

※1：「デジタル・ガバメント実行計画」は、令和3年12月24日閣議決定により、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に引き継がれ、廃止。

そうした中、国はガバメント実行計画を策定し、令和7年度末までに情報システムの標準化を目標とした。また、標準化に係る費用に対する補助金については、令和7年度までに全ての対象業務の標準化を完了した場合が対象となる。

本編は、基幹業務システムの標準化の基本方針やスケジュール等を策定し、補助金を最大限に活用しながら、円滑にシステムの標準化を実施することを目的とする。

3. 対象期間

国が示す「基幹業務システム」の標準化目標は令和7年度末である。

本編は、「基幹業務システム」だけでなく、「基幹業務システムに付属又は密接に連携するシステム（以下「関連システム」という。）」についても対象としており、これらのシステム構築には、「基幹業務システム」の標準化後、約2年を想定している。

4. 基本方針

基幹業務システムにおける標準仕様準拠システムへの移行方針及び、移行に伴って影響をうける事柄について、以下のとおり方針を示す。

4-1. 調達方針について

本調達については、総合評価落札方式やプロポーザル方式など、競争性のある入札を行うことを基本とする。

ただし、この調達は、国の動向など様々な制限下で実施する必要があるため、業務継続を最優先に、システム毎に調達方法を判断するものとする。

なお、特に次の事項に留意し、国の動向等により調達方法等に変更が必要と判断した場合は、デジタル戦略推進本部で承認を得て変更することとする。

- (1) システム標準化の目標時期が令和7年度末であること。ただし、特定移行支援システム※2を除く。
- (2) 全ての標準化対象事務がシステム移行の対象であること。
- (3) 全自治体において短期間に集中してシステムの移行がなされるため、構築ベンダの確保が困難となる可能性があること。
- (4) 標準仕様書やガバメントクラウドへの移行など国の動きと密接に関連していること。
- (5) 標準仕様書に基づく業務フロー等の見直しが生じ得ること。
- (6) 現行機器の保守契約満了の時期を考慮すること。
- (7) 各ベンダの標準仕様準拠システムのリリース時期に注意すること。
- (8) ガバメントクラウドへ移行するスケジュールは、希望どおりではなく、国により

※2：令和6年12月、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」の改定により、事業者のリソース逼迫などの事情で、令和8年度以降の移行とならざるを得ないシステムについて、「特定移行支援システム」として、概ね5年以内に移行できるように国が積極的に支援することとされた。

スケジュール調整される可能性があること。

4-2. 基幹業務システムについて

基幹業務システムについては、次の方針とする。

- ・令和7年度末までに、ガバメントクラウド上の標準仕様準拠システムへ移行する。
- ・移行時期は、原則、現行機器の保守契約満了にあわせる。
- ・補助金を最大限活用し、経費負担を抑えることとする。

4-3. 関連システムについて

関連システムについては、ガバメントクラウドに構築できるとされており、安定した連携を行うため、関連システムについても、原則ガバメントクラウドへ移行する。

なお、複数課等に影響するシステムについては、関連部署との協議を行いながら、システムの要不要や構築時期などについて、判断する。

(対象となるシステム例)

- マイナンバー利用事務系共通基盤
- 統合宛名システム
- 総合検索システム
- 滞納整理システム

4-4. その他考慮すべき事項について

(1) 文字コードについて

国が示す標準仕様では、取り扱う文字コードを「IPAmj 明朝（以下「標準文字コード」という。）」に統一する方針であることから、本市においても、統一化を図ることとする。

「基幹業務システム」については、標準仕様準拠システムへの移行に伴い、標準文字コードへ移行する。

「基幹業務システム以外のシステム」については、機器更新のタイミングや連携する標準仕様準拠システム稼働のタイミングなどを考慮した上で、順次標準文字コードへ移行する。

(2) ネットワークについて

国が構築するガバメントクラウドとの通信は、L G W A N の拡張や専用線等を含め、可用性、セキュリティ、コスト等を考慮し、ガバメントクラウド先行事業の中で検討されることとなっている。その検討を経て今後開示されていくネットワーク仕様に注視し、ガバメントクラウド上で稼働する基幹業務システム及び基幹業務システム以外のシステムの通信に支障のない仕様で調達する。

(3) 外部委託帳票について

帳票印刷の外部委託契約を結んでいる業務は、標準化に伴う帳票等の変更に伴い、委託事業者との調整が必要となる可能性がある点に留意する。

5. 推進体制

システム管理課が関係各課の支援と進捗管理を行い、デジタル戦略推進本部へ報告する。

6. スケジュール

標準準拠システムへの移行状況及び予定

令和4年度…住民記録、印鑑登録（移行完了）

令和7年度…選挙、国民年金、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、
介護保険、健康管理、後期高齢

令和8年度…国民健康保険

令和9年度…障がい者福祉、生活保護、児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援

令和9年度以降…戸籍、戸籍の附票、就学